

ジェンダーの視点を法学教育に生かすための諸課題 ——米国フェミニズム法学教育者インタビュー調査から——*

岡野八代、澤 敬子、内藤葉子、藤本 亮、眞鍋佳奈、南野佳代、望月清世¹⁾²⁾
(五十音順)

要 旨

本論文は、ジェンダー法学の現状と課題を、その「アカウンタビリティを問う」という視点で検討する。この研究は、同じく科学研究費補助金基盤研究(C)(2)による先行研究である「ジェンダー理論の法学教育への統合的モデル構築にむけた現状と課題の実践的研究」(研究代表者:京都女子大学現代社会学部南野佳代)を深化、展開する目的のもので、『現代社会研究』第7号でも触れたように三つの角度からの共同研究を含んでいる³⁾。本共同研究は、そのうちの、ジェンダー理論に教育制度や担い手の側から光をあててその現状と課題を問うものであって、米国のジェンダー法学教育者に対して行ったインタビューを素材に、法学教育におけるジェンダーないしフェミニズムの視点導入の意義と課題を論じている。

キーワード: ジェンダー、法、フェミニズム、法学教育、法科大学院、ロー・スクール、インタビュー、カリキュラム、シラバス

第1章 はじめに: 問題の所在

本稿では、米国のロー・スクールにおいて、ジェンダー法学ないしフェミニズム法学の教育を担当してきた教員たちへのインタビュー調査をもとに、法学教育におけるジェンダーないしフェミニズムの視点導入の意義を論じる。米国のロー・スクールは、日本における法科大学院

* 本論文は科学研究費補助金基盤研究(C)(1)「ジェンダー法学のアカウンタビリティ——アメリカの先駆者たちに見るその軌跡——」(15530082)(研究代表者:京都女子大学現代社会学部澤敬子)の成果の一部である。

1) 執筆者の所属は以下である。(2005年6月現在)

岡野八代	立命館大学法学部	助教授
澤 敬子	京都女子大学現代社会学部	助教授
内藤葉子	京都女子大学現代社会学部	非常勤講師
藤本 亮	静岡大学大学院法務研究科	助教授
眞鍋佳奈	森・濱田松本法律事務所	弁護士
南野佳代	京都女子大学現代社会学部	助教授
望月清世	九州大学法学部	元助教授

2) 本研究の遂行につき、江口聡(京都女子大学現代社会学部助教授)、手嶋昭子(京都女子大学現代社会学部非常勤講師)、三輪敦子((財)世界人権問題研究センター)の各氏には、研究会等において協力いただいた。記して謝意を表したい。

3) 澤敬子、手嶋昭子、藤本亮、南野佳代、三輪敦子「ジェンダーと法の現状と課題に関する予備的研究——女性の地位についての法社会学的研究のために——」『現代社会研究』7号、京都女子大学現代社会学部、2004年、131頁。

という制度のひとつの、しかし主たるモデルとなっており、またそこでは、ジェンダー法学・フェミニズム法学についても盛んに研究・教育がなされてきた。この調査は、このような米国のロー・スクールで、ジェンダー法学の先駆者的役割を果たした大学教員たちに現地インタビューを行い、ジェンダー法学が確立されるまでの過去約30年の成立史や、教育経験、現状評価、問題意識の聴取を行ったものである。

現代社会においては法律専門家はあらゆる社会領域に強い影響を与える可能性を持っているにもかかわらず、司法システムにおけるジェンダー・バイアスの存在はこれまでも繰り返し指摘されてきた⁴⁾。もちろんこのジェンダー・バイアスは、社会システム内におけるジェンダー・バイアスの問題の一部として把握すべきであるが、司法システムにおけるジェンダー・バイアスが、社会の中で重点的にジェンダー・バイアスに対処すべき領域の一つであることも言をまたない。司法改革の一環として、2004年4月に日本において、68校の法科大学院が開設された⁵⁾。この法科大学院は、今後、司法改革の理念にうたわれた「プロセスとしての法曹養成」の「出発点」として機能することが期待されている。したがって、司法システムのジェンダー・バイアスを考えていくに際して、法科大学院における教育課程のあり方を検討することはきわめて重要である。しかし、司法改革の議論の中ではジェンダーについては取り上げられてはいたものの、現実スタートした法科大学院の教育課程においては必ずしも十全にジェンダーあるいはフェミニズムの視点が、その教育課程の中に組み込まれているとは言いがたい。これに関連しては、法学教育課程ではなく「法学そのもの」のなかへ『『ジェンダーの視座』を浸透させる』ことの困難さについてではあるが、従来から指摘されている⁶⁾。

法学への「ジェンダーの視座」の浸透が困難である原因として、たとえば、浅倉・林は、法学の側のいくつかの問題をあげている。まず、「伝統にささえられた権威主義、高度な専門性、揺るぎなき体系性」のような「学問としての法学の特色」そのものが浸透を阻んでいるとし、また、前例を踏襲する法学学習方法や、最高裁や著名な学者が論じていることでありさえすればそれが正しいとされがちな事大主義が、法律家たちから批判的な思考を奪い、女性からの批判を理解できずに放置させたことを指摘している。ひいては、「近代法」そのものの中に女性を抑圧する構造が存在することも、封建遺制の批判を専らとしてきた法律学にはなじみにくい、としている⁷⁾。

しかし、「法学」への浸透のみならず冒頭に述べたような「法科大学院におけるジェンダー法学教育の導入・浸透」を考えた場合には、その障害となることがらは、これら法学に内在する諸課題に留まらない。以下、導入の際の障害または課題となりうることを、挙げてみよう。

4) 第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会司法におけるジェンダー問題諮問会議編（2003）ほか。

5) 2005年にはさらに6校に法科大学院が開設され、総数は72校となった。また、これらの72校の総入学定員は5,825人である。

6) このような指摘として、浅倉・林（2004）、102頁。

7) 同上、102頁。

第一に、カリキュラムを構成する際に、どのようにジェンダー法学を導入していくのが望ましいか——基幹的な法律科目を中心とした各法の中で教えていくのか、ジェンダーに特化した科目を立てるのか——が確立されていないこと、それとも関連するが教える側の教員の専門性との関連をいかに捉えるか、そしてそのためにはどのようなテキストを使うのがよいのかなど、ジェンダー法学教育が導入開始間もないがゆえの固有の課題群があげられる⁸⁾。

第二に、まったく新しい分野の教育を導入する際に当然立ちはだかるであろう当該組織での組織レベルでの諸課題に加え、とりわけ女性学への蔑視や理解のなさに端を発する諸問題があげられるであろう⁹⁾。これには、社会の中でのジェンダー教育に対する理解の（なさの）度合いとその時代時代における変化も背景となる。

第三に、過密な法科大学院カリキュラムの中でジェンダー教育を選択することの、就職、市場との関連のなかでの意義という問題があげられる。ジェンダー教育の対象である学生たちの興味や必要性和致しているのか、将来的な弁護士の職域として学生たちにどのような職域を示せるか、逆に職域市場の側は何を要求しているのか、それともロー・スクールでのジェンダー教育は本来的に職域市場とはまったく関係なく教育を行うべきなのか、行いうるのか、などの問題があげられる。

そして、第四に、ジェンダー法学理論のあり方の、現在及び未来の不確定性の問題がある。ジェンダー法学と従来の法学とはどのように関わり、ジェンダー法学はどのように独自の領域を確立しうるのか、など、ジェンダー法学がまさに今現在発展中の学問であるがゆえの課題群がある。これは、かならずしも導入時の「障害」とはいえないが、不確定性の中で教えることが、教育担当者らに独自のプレッシャーを課す可能性はあるであろう。

以上のような導入の際の課題については、現在は、ジェンダー法学教育にかかわる人々または法科大学院のカリキュラム担当者が、そのカリキュラムとシラバスを組み立てる過程において、そして日々教えながら、個々の教育者の自主的かつ個別の努力によって対応しているのが実情である。

本研究は、このような日本でのジェンダー法学教育の状況を念頭に、その先達であるアメリカのジェンダー法学教育について調査したものである。米国におけるジェンダー法学教育の導入については、日本にもある程度の資料は紹介されているが¹⁰⁾、本研究で行ったインタビュー調査では、とりわけ、ロー・スクールに「ジェンダー法学」ないし「フェミニズム法学」が打ち立てられたときの過程や経緯、行政上、教育上の困難、「ジェンダー法学」「フェミニズム法学」だからこそ生じる教育上の困難とその克服、現在のアメリカの法曹教育におけるジェンダー教育をその形成過程に関与した者としての評価、などを聴取した。これらは、米国におけるジェンダー法学とその教育プログラムの形成・制度化過程とその課題を整理し、アメリカ

8) これについては、浅倉・林も指摘している。浅倉・林、同上、104頁。

9) 浅倉・林も指摘している。浅倉・林、同上、103頁。

10) 米国ジェンダー法学教育についての主要な邦訳文献として、オルセン（1997）、マッキノン（2002）。

におけるジェンダー法学教育の意義や問題点の解き明かす一助となるだけでなく、日本におけるジェンダー法学導入の際にも参考にもなりうる。なお、このインタビュー調査とは別にカリキュラム、シラバス調査も行っているが、これらを併せた結果については別稿において検討している¹¹⁾。

第2章 方法とインタビュー内容

調査は、予備的なものを含めると2003年度から始めており現在も進行中であるが、この報告ではその一部を扱っている。方法としては、各調査員が何らかの形でインタビューーとコンタクトを取り、事前に質問事項をメールで送ったうえで、現地で直接インタビューにあたった。なお、インタビューは、本誌巻末に資料として掲載している。

インタビューの質問内容は、上記の目的から、(A)フェミニズム法学の歴史的展開について、(B)ロー・スクールでのフェミニズム法学教育について、(C)フェミニズム法学理論について、の三種に大別できる。

(A)フェミニズム法学の歴史的展開については、インタビューーの多くがフェミニズム法学教育の創成期、形成期に自らの学問形成を行っていることから、①できるだけ自らの学問形成や職歴、フェミニズム法学をどのように学んだかについてと絡めた形で話してもらっている。それにより、フェミニズム法学形成期の具体的な様態を浮き彫りにすることができると思われる。また、②新しい学問領域、とりわけフェミニズム法学のような学問が既存のカリキュラムに組み入れられる際にどのような経緯がまたあり問題や抵抗があったのか、あったとすればそれらは具体的にどのようなものであったのかは、ジェンダー法学導入期にある日本にとってとりわけ重要な問題であり、これらについても尋ねている。それだけでなく、③フェミニズム法学及びフェミニズム法学教育の近年の動向、教育担当者らがフェミニズム法学導入の課題に取り組むさいにその問題整理や背景的に影響力を与えうる存在であるフェミニズム法学に関する学会か研究会の様態、意義、活動内容、影響力、課題についても尋ねている。

(B)ロー・スクールでのフェミニズム法学教育については、①自らの所属するロー・スクールでの教員の男女構成比、自らが担当またはフェミニズム法学を教えている科目、開講時期、受講学生数、そして、②フェミニズムに特化した科目で教えているのか、一般科目の中でフェミニズム法学を教えているのか、およびその理由、教授の際のテキストと方法を尋ねている。また、③大学でのフェミニズム教育に対するインタビューー自身の評価、④受講学生の評価、進路、⑤ロー・スクール教育の現状評価、⑥大学でのフェミニズム法学についての大学での一般的評価、⑦フェミニズム法学及び法学教育全般の問題、課題についてをインタビューしてい

11) カリキュラム・シラバス調査については、日米の複数の法科大学院およびロー・スクールを選び、その比較を行ったもので、日本の法科大学院においては、ジェンダー法学やフェミニズム法学で研究業績をつんだ教員がない大学院では、これらのテーマを主とする科目が存在しないことなどが明らかになっている。

る。

最後に (C) フェミニズム法学理論については、①伝統的法学への影響、②司法への影響、裁判官の再教育、③フェミニズム法学およびフェミニズム法学理論の近年の動向、フェミニズム法理論に影響を与えた社会的状況や法的傾向、などを聴取している。

インタビューにはできるだけ、アメリカで1980年代初頭より活躍している先駆者から、現時点でのジェンダー法学の一翼を担うポストモダン・フェミニズム法学や批判的人種フェミニズム法学の論者まで、ジェンダー法学の時代的変遷を代表する論者を含むように選定している。今後もインタビュー調査を継続する予定であるが、これまでに下記の計8名のインタビューを実施した。米国の各ロー・スクール教員の、Mary Becker¹²⁾、Cynthia Bowman¹³⁾、Christine A. Littleton¹⁴⁾、Catharine MacKinnon¹⁵⁾、Martha Minow¹⁶⁾ の5氏である。また、シカゴのABA (全米法曹協会) においては、Kathleen Sullivan 氏¹⁷⁾ にもインタビューを行った。また、今後の比較検討のためにカナダにおいても同様に、Jennifer Nedelsky と Denise Réaume の両氏¹⁸⁾ に対して同様のインタビュー調査を実施した¹⁹⁾。

本章では、ある程度の問題のまとめりごとに各インタビューの結果を示し、ロー・スクールでジェンダーやフェミニズムの視点をどう教育していくべきかについての素材とする。

第3章 インタビューを素材に

第1節 フェミニズム法学の歴史的展開について

(1) フェミニズム法学形成期

インタビューしたロー・スクール教員たちはいずれも米国における傑出したジェンダーないしフェミニズム研究家であり、70年代から80年代以降にロー・スクールで教員としてのキャリアを積んできた者たちである。ロー・スクールで院生として学んでいた時代はさまざまであるが、60年代末から70年代初頭にかけての「ウーマン・リブ」の影響もあり、女性の大学進学率の上昇も背景に、ロー・スクールへ女性が進学することも多くなった時代を院生としてあるいは教員として体験している。60年代中葉まではロー・スクールの女子学生比率は極めて低く、

12) Professor, De Paul University College of Law. 岡野、澤、藤本、南野が2003年9月にインタビューした。J. D. 取得1980年。

13) Professor, School of Law, Northwestern University. 岡野、澤、藤本、南野が2003年9月にインタビューした。J. D. 取得1982年。

14) Professor, UCLA School of Law. 南野が2004年9月にインタビューした。J. D. 取得1982年。

15) Professor, University of Michigan Law School. 岡野が2004年9月にインタビューした。J. D. 取得1977年。

16) Professor, Harvard University Law School. 眞鍋が2004年11月にインタビューした。J. D. 取得1979年。

17) Director, International Liaison Office, American Bar Association. 岡野、内藤が2004年9月にインタビューした。

18) 共に Professor, University of Toronto Faculty of Law. 岡野と内藤が2004年9月にインタビューを行った。Nedelsky, Ph D. 取得1977年。

19) これらの各氏以外にも Drucilla Cornell 教授他にインタビュー済みであり、その内容は別稿で報告の予定である。

法曹は、例外的な女性法曹を除いて、いわば典型的な「男の仕事」であった。

ミノウは、このような時期のロー・スクールの様子を次のように述べる。「女性がロー・スクールに行くようになったのは1960年代である。自分が1970年代半ばにロー・スクールに行った時には、ジェンダーの問題については何も授業はなかった。」また、ミノウと同じように80年代からロー・スクールで教えはじめたベッカーは、「70年代には、実践的な女性問題に関する講義はあったが、理論はまったく存在していなかった」し、「たしかに、平等に関する議論はされていたが、決して理論的なアプローチがあったわけではない」と述べ、ジェンダーやフェミニズムがロー・スクールにおける具体的な研究・教育テーマとして登場したのが実質的には80年代以降であったことを示唆している。

ベッカーは、「一般的にもフェミニズム理論がロー・スクールで教えられ始めたのは、80年代後半になってからである」として、それに先立ち「マッキノンが『職場におけるセクシュアル・ハラスメント』を出版して、平等概念の批判を初めて行ったとあってよいだろう。ようやく80年代に入り、フェミニズム法学が始まった」としている。

ミノウは、このような80年代のロー・スクールでのジェンダーないしフェミニズム法学の教育を担ったのは、70年代までに女性運動に関った者が多く、彼女が「ロー・スクールで教えるようになった時には、何人かの女性がロー・スクールで教えるようになっており、一緒に集まるようになった。西海岸、東海岸で集まるようになり、自分達を“Fem Crits”と呼んでいた。」と述べている。これは70年代末以降の Critical Legal Studies (批判法学) の流れの中でのフェミニズム法学と考えることができるであろう。当時の状況については、「Gender Jurisprudence の中でも、gender neutrality と different voice の間で争いがあり、gender neutrality をどこまで主張すべきかという点についても論争があった」とまとめている。この時期に「フェミニズムの観点もここ（女性運動）から入るようになってきた。パークレイで教えていたハーマ・ヒル・ケイは、この中の1人である。ケースブックも作成され始めていたが、（このようなフェミニズム法学の動きは）政治的な動きと歩を同一にしていた。」

ベッカーもミノウも、すでに、その胎動期であったとはいえ、ロー・スクールでフェミニズム法学を学んでいる。次節で触れるように、たとえば、ミノウはロー・スクール入学後に、教員のハーマ・ヒル・ケイ²⁰⁾によって、ジェンダー法学を学びはじめたという。ミノウは、「(自分は) ロー・スクールに入学した当初からフェミニストだったと思う。それまでも、また現在も、人種や民族の問題に興味があり、ロー・スクール入学後にジェンダーを付け加えたのだが。ロー・スクールに入って驚いた。ハーマ・ヒルがいたので、彼女のクラスに出るようになった。読書会を開くようになり、人数も増えていった」と述べ、先駆者ハーマ・ヒルの存在の重要性を指摘する。リトルトンも彼女自身の女性解放運動歴に加えて、ロー・スクールでのマッキノ

20) Herma Hill Kay. 1960年から UCLA のロー・スクールで教え、1992-2000年は dean を務めた。1997年には全米で最も影響力のある女性法律家の一人に選ばれている。

ンの授業を取ったことに触れている。「学部生のとき Women's News Letter を編集していた。公民権運動もやっていた。ロー・スクール（ハーヴァード）の2年のときマッキノンに教わった」。

彼女たちとは異なり、ベッカーはむしろロー・スクール卒業後に、シカゴ大学で教えていたときの経験が反面教師となり彼女をフェミニズム法学者にしたと述べる。「わたしは、84年シカゴ大ロー・スクール卒業だが、専門は税法だった。ただ、その後のシカゴ大での経験がわたしのフェミニストとしての意識を覚醒してくれた（笑）」。

彼女たちのこうした経験に関連して、私たちのインタビュー対象について、マッキノンは次のように述べている。「そうした問題について知りたいのであれば、本当にフェミニズム理論をロー・スクールで始めた研究者に話を聞くべきだ。誰が始めたかを知るべきだ。数人の先駆者に実際に聞いてみるべきで、今までインタビューしてきた人は、すでにフェミニズム理論が確立された時期に始めた人たちだからだ。ロー・スクールでオリジナルな仕事を本当に始めた人が、そうした質問に本当に応えることができるはずだ。まずあなたたちが気づくべきなのは、わたしが最初の本を出した頃、あるいは Sings²¹⁾ で〈しか〉理論を出せなかった頃、そうしたところに法学雑誌以外で理論を発表していた人たちの仕事です。」

このようにみえてくると、80年代後半以降、ロー・スクールでジェンダーやフェミニズムがその教育課程の中で一定の位置を占めるようになってきたのはたしかであるが、そのときに教育を担った人々を教えた人々にまで遡る必要があることがわかる。ロー・スクールでの教育が大学での教育の一部である以上、ジェンダーやフェミニズムの研究・教育全般の動きとも無関係ではないのは明らかである。いずれにせよ、ジェンダー研究やフェミニズム研究が大学の講座として一般的に認知される「以前」に、ロー・スクールで、そして大学全体の中で、そうした視点を織り込んだ教育を実践してきた時代についても今後目を向ける必要がある。

（2）大学横断的研究組織の形成

大学においてジェンダー法学やフェミニズム法学が展開するのと並行して、80年代以降、学会組織や専門雑誌も発展してきた。リトルトンは1981年にはわずか6人のメンバーでこうした大学横断的な組織化をスタートしたと述べている。「6人で1981年に始めて、今ではフェミニズム系法学雑誌は20種以上あり、2つの大きな conferences（学会）が25年続いてきた。公式の認知の流れができつつある。一時、UCLAにはフェミニズム法学者が集中していたが、全米にちらばった。今でも読書会は続けている」。

リトルトンは続けて、こうした全国的な研究者のネットワークの「目標としては、ひとつはフェミニズム法学者を養成すること、もうひとつはあらゆる法学科目がジェンダーを内包する

21) *Signs: Journal of Women in Culture and Society*. 女性に関する学問を内容とする学際的な学術誌。1975年創刊。

こと。論文等の業績は膨大にあるが、その割には伝統的カリキュラムへの影響力は限られている。しかし、常に女性にたいして注意を喚起していくことで、少しずつ補強していくしかない。また、CLS（批判法学）、CRT（批判的人種理論）、Queer studies などとも連携できることが素晴らしいことだ」と地道な努力と学際的な連携を重視する。

しかし、想像にかたくないことであるが、現在では「フェミニズムの academic community は存在し、ジャーナルや学会等がある。また、就職口もある」けれども、「昔は、フェミニズムを研究していると言うと就職できないから、それは言わない方がいい、誰もそれを真面目にとらない、とアドバイスされていた」（ミノウ）といった事実も存在していたのである。それでも、「良いことは、昔から女性達のネットワークができており、今でもそれは生きていると思う」（ミノウ）と、70年代以降に形成されたネットワークが現在も重要な位置を占めていることを指摘している。

組織やネットワークが大きくなることで、アカデミズムと実務との関係が、やや疎遠になった傾向も指摘される。ミノウは、「昔の方が小さいグループだったので、コミュニケーションも取りやすかった。今では大きな集団となり、グループがいくつも存在するようになった。ただ、マサチューセッツ州の女性裁判官とはよく話をしている」と述べている。

但し、こうした学会やネットワークの活動は、「西海岸ではこの5年間は退潮傾向で、それはカリフォルニア州憲法の反AA（アファーマティブ・アクション）修正に端的に表れている。平等は各々が必要なものを手に入れることであり、差別的システムは存続しているのに、中立性という神話が復活してしまった」（リトルトン）とのことである。

第2節 ロー・スクールでのジェンダー法学教育について

（1）ロー・スクールのジェンダー科目とその教え方

ロー・スクールにおける女子学生は、現在約半数になるまで増えており、教員についても、ハーバード大学では「ロー・スクールには、現在80名の教員がおり、そのうち11～12人が女性教員である。十分な数ではないが、私が入った時には60人中3名であって、これでも増えてきている」（ミノウ）と顕著な増加をしめしている。UCLAでは、リトルトンが21年間、オルセン²²⁾が18年間教えているのに加え、「そのほかにも、主たる関心はさまざまだが、9人ほど（が教えている）」（リトルトン）という。これらあわせて11名はフェミニズムや批判法学に関心があるし、「教えているコースで女性の問題に配慮し、ジェンダーの視点を提示している」とのことである。

具体的に担当している科目をみてみよう。リトルトンは、「女性と法」と、契約法、賠償（remedy）を教えている。「女性と法」の分野を専門として実務を行いたい学生が相対的に多

22) Olsen, Frances E. UCLA Law School 教授。フェミニズム法学論文として *Harvard Law Review* に初めて掲載された“Family and the Market”の著者。

いが、多数派ではない。学生数は、多くて60人、少なくても20人ぐらい。40人ぐらいのことが多い」。デ・ポール大学（シカゴ）でベッカーは、契約法と家族法を学期ごとに交互に担当しており、家族法の授業の期末ペーパーで「講義を通じて関心をもったケースを取りあげ、フェミニズムの理論に照らしながらそのケースに応えるような問いを課している」。受講生は約40～50人とのことである。ボウマンは、ノースウェスタン大学で「批判人種フェミニズム理論において、女性の権利や社会福祉システムについて教えており、また、ドメスティック・ヴァイオレンスについては、わたしが家族法で教えている」。このように、研究上の専門に近いジェンダーやフェミニズムに重点をおいた科目だけでなく1年生必修科目を担当することは、アメリカのロー・スクールではめずらしいことではなく、通常の科目担当配置である。マッキノンも、集中講義でフェミニズム法学関連科目を教えているため、受講生は120人程度とのことである。

学部レベルでも米国の大学では女性学プログラム（Women's Studies）が多くの大学で開設されており、そこでジェンダー研究やフェミニズム理論を学んでロー・スクールに進学してくる学生も多いし、専攻していないまでも、学部1年生科目で関連科目を受講することが少なくないので、ジェンダーやフェミニズムに関係する科目を履修した経験のある学生は多いと考えられる。たとえば、リトルトンも、「学部生は1年次に必修でジェンダー関連の科目をいくつか履修するが、学年400人中80人が学部で女性学を専攻している。したがって、学部から進学してくる学生たちは、一定のジェンダー視点科目の履修経験はある」と述べている。

具体的にどのような教え方をしているのかについてたずねたところ、ミノウは、「ソクラテスマソッドで教えている。ディスカッションさせることもあるし、ロールプレイをすることもある」としている。ロー・スクールの他の授業と教え方という点ではあまり違いはないようである。

これに対して、ボウマンはセミナーでユニークな教育方法をとっている。「通常のセミナーとは異なる教育法（alternative pedagogy）をとっている。最初にいくつかの小グループに分けて、まず自分たちで問題点や質問事項を考えさせる。その後、セミナー全体でそれぞれのグループの意見や質問事項を議論する、というように。自分たちの質問をまず考えさせ、それぞれの質問をまとめたあと、重要な質問を中心に講義を展開する。」このようにすると、事前に意図していた論点は必ずどこかのグループから提起され、たいへん効果的だとのことである。

（2）カリキュラム上の諸問題

インタビューした教員たちは、ロー・スクールのカリキュラムにフェミニズムやジェンダーの視点を組み込んだ授業を提供するにあたり、さまざまな「抵抗」を受けたのであろうか。インタビューからは、そのような抵抗は現在では大きくないことが明らかとなった。

「フェミニズムを教えることに対する他の教員からの抵抗は、今でも時々あるが当初ほどではない」（ミノウ）のであり、カリキュラム編成上大きな問題がなかったことは、ベッカーやレオウムも触れている。ベッカーは「わたしの場合は、本校のカリキュラム編成のプロセスによって、とくにフェミニズム理論を教えることに問題はなかった」と述べている。レオウ

ムも「(ジェンダー・スタディーズを導入するのに困難は)なかった。なぜなら、どんな講義をするのかを誰にも話さなかったから。不法行為の講義だけど、そこにジェンダーの視点をいれただけだし。」と答えている。不法行為は典型的なロー・スクール1年生科目であるが、さきにも触れたように、さまざまなバックグラウンドをもった教員がそれを担当する。標準的な教科書は、ケースブック(判例とコメント集)として数多く出版されており、それらの教員用解説書も提供されているので、誰が担当しても授業の中で言及される論点や代表的な判例に大差はないので、この程度のことは担当者による教育内容のバリエーションの許容範囲内であるということであろう。

ジェンダーやフェミニズムに特化したケースブックについては、リトルトンが、「現在出されているケースブックは7種あり²³⁾、定期的に改訂されている」としており、実際に授業でもこうしたケースブックを使用しているそうである。「入手が容易なのはベッカーによるもの。ただ、教材はどう使うかが重要である。政策(未来志向)と法(現状)の両方を考えねばならず、学際的視野が必要なので、どの部分を選ぶかが問題になるだろう。(一冊全部はカバーできない)」

興味深いことに、トロント大学ロー・スクールでは、80年代にブリッジ・プログラム(主にオムニバス形式による集中講義)のひとつとして、フェミニズム理論を提供していた。ネデルスキーが述べるところでは、「教え始めた80年代に、トロント大学のロー・スクールは非常に興味深い集中講義を、フェミニズム理論のために1週間もうけていて、それはブリッジ・プログラムと呼ばれ、すべての1年目の学生が必修科目としてとっていた。このコースはとても重要であって、フェミニズム理論が法学にとって非常に重要であると学生が気づくきっかけとなっていた」とのことである。

同じ大学で教えているレオウムは、フェミニズム理論やジェンダーの視点をカリキュラムに組み込む戦略として、「まずは、小さなセミナーから始めて、関心のある学生を集めながら、ジェンダー・スタディーズが新しい視点を与えてくれることを伝えないといけない」とし、80年代のブリッジ・プログラムの経験について次のように述べる。

「わたしたちはブリッジ・プログラムを始めた。それは、1週間まるまる、ある 이슈について、非常に真剣にジェンダー・スタディーズを学ばせ、ペーパーを書かせるものだった。しかし、これは期待したほどうまくいかなかった。なぜなら、他の教員もブリッジ・プログラムに参加して、他の科目に活かしてくれればよいと思ったけど、かれらはまったく関心を示さず、むしろ、ジェンダーに関心がある学生に対しては、それはブリッジ・プログラムでやることだとして、自分の講義から彼女たちの質問を無視する口実にしてしまった。」ブリッジ・プログラムが続かなかった理由は、その 이슈のせいというよりも「もっと組織的な問題があっ

23) 本稿末尾に2005年6月現在、入手可能なケースブックの一覧を示した。このうち、Amazon.comのランキングでもっとも売れているのは、William N., Jr Eskridge, Nan D. Hunter (2003) *Sexuality, Gender And The Law: Gender Law*. (University Casebook Series). Foundation Press; 2nd edition (September 1, 2003)である。

た。毎年一つの 이슈にしぼって複数の教員が強力してプログラムをしていくのは、とても時間がかかることだったから。ブリッジ・プログラムの魅力は、時事的な問題を取りあげてそれを集中的に教えることだったから、毎年それを続けるのはとても難しい。」

ミノウは、「ハーバードでは、「ジェンダーと法」というコースを継続的に教える教員はいない。大学側はそのような教員がいればいいと考えているようではあり、実際に探してもいるようであるが」と述べている。これは、その専門を教える教員を採用するという点で重要な進展であるようにみえるが、その裏では、周縁的な科目、あるいは基幹科目担当ではなく「先端科目」のひとつを担当する教員として、見下される傾向もあるようだ。ベッカーは、「他の教授からは、フェミニストであるとして見下されることがある」と語っている。

また、カリキュラムに加える際にも、「法学」であることに疑問をもたれることもある。ボウマンは、「わたしは、教え始めて15年になるが、11年ほど前に、数人の学生たちがフェミニズム理論を学びたいと訴えてきたことがある。学部長は新しいクラスを作るのを手伝ってくれたし、テキストの編者であるわたしたちは、市民講座も開いてきた。しかし、カリキュラム編成委員会では大きな議論がなされた。つまり、「フェミニズム理論は本当に法学と呼べるのか？」と。」

リトルトンもそれが「先端科目」にすぎず、ある程度分野として確立した現在、さらに「最先端」の科目が求められていて、ジェンダーやフェミニズムは後景に退いたとの評価がされていることを示唆している。「当初は、我が校にも1クラスあるべきである、最先端科目である、という評価。現在は、最重要科目ではないし、もっと新しいものはないか、という態度。」

マッキノンも、「わたしが教えているからという理由で、他の教員はフェミニズム理論を教えない。わたしがいなくても教えないというのに。つまり、昔以上に、フェミニズム理論を教えずによい口実を与えている。どうしてかれらが教えないといけないのか？ フェミニズム理論は価値が低いのに。周縁的な問題なのに。みんな正統な学問をしたいし、教授職にもつきたい。学生にだって、そんな勉強をするな、って言っている。わたしがどんな分野を研究していても、わたしはあくまでかれらにとっては、その価値が低いフェミニズム研究者であって、その（研究している）分野の研究者ではない。」こうした問題は、次節でみるように、ジェンダー研究やフェミニズム理論の視点をどの科目で教えるかという問題とつながってくるのである。

(3) どの科目でジェンダーやフェミニズムを教えるか

ロー・スクールにおける必修科目は1年次に配当されており、2年次と3年次配当の科目は選択科目が多い。この選択科目は、個別法分野を扱う科目群と、基礎法あるいは隣接分野の科目群に分かれ、後者において、ジェンダー研究やフェミニズム理論が扱われることになる。しかし、それはカリキュラム上のことであって「実際の」教育方法としては、1年次に配当される必修の法律基本科目の中でフェミニズム理論を扱うことも、あるいは2年次と3年次の選択

科目でフェミニズム理論やジェンダー研究に特化した科目を扱うこともできる。

この点に関して、ミノウは次のように述べる。「当初は、民事訴訟法、家族法の専門で、その後憲法もやるようになった。フェミニストの視点をロー・スクールで教える際、フェミニズムをそれだけの科目で教えるやり方と、全ての科目においてフェミニストの視点を取り入れるやり方があるが、私は、どちらかというと後者の方法を採用している。私自身は、「ジェンダー法」といったコースを教えたことはなく、民事訴訟法、憲法、家族法を教える中でジェンダーの視点を他の視点と共に教えている。今日は陪審制度について教えており、その中でもジェンダーの観点について触れたところだ。」

この理由について、彼女は実務家なので、「ストラテジーの観点から、フェミニズムを真面目に受け止めさせるためには、フェミニズムのコースではなく、多くの人がかかる手続法などのクラスで教える方が効果が高いと考えた」と続ける。「ロー・スクールは、実務家を育てる場所であり、『有用な』ことを教える場所である。実定法を教える中で教える方が、フェミニズムが『有用』であることを示せるし、メインストリームの中で教える方がよいと考えた。」

もっともこれらの二つの方法は、ミノウも「両方採用した方がよい」と考えている。「それぞれに長所と短所があり、選択科目のみでやると周縁化される危険性がある一方、基本科目の中に組み込むと、フォーカスされないおそれがある。これは、男性も含めた組織が必要か、女性だけの組織が必要かという問題と一緒であり、両方必要である。昔は、それぞれの科目で教えると言っても教材がなかった。例えば、私が学生の時には、刑法の中でレイプ法は教えられておらず、なぜ教えないのかと教員に尋ねたところ、教材がないと言われたので、女性達で教材を作って持っていたこともある。現在はそのような問題はない。今は刑法、不法行為、憲法、契約法もジェンダーの観点から教えられている」とのことである。

また、レオウムも「(自分の専門は)フェミニズム理論とはいえない」とした上で、「ジェンダー・スタディーズに対するわたしの考えでは、法体系においては、男性と女性とは異なる帰結に直面することがある。法体系において、女性は不利な立場におかれる。したがって、わたしにとって、すべての法学者・法曹関係者は、ジェンダーによる差異に敏感になる必要がある。だから、フェミニズム理論が必要というよりも、すべての分野にジェンダーのパースペクティブがいるのだ。ジェンダー格差について無関心でいられる司法関係者というのは、ある意味で考えられない」と述べている。彼女がインタビュー当時担当していたのは不法行為であるが、「わたしが現在学生に教えているのは、過去の非常にばかげてみえる判断を紹介して、いかに当時ジェンダーに無関心であったがゆえに、それがばかげているとは理解できなかったかを学生に気づかせている。つまり、そうした過去の判例を知らなければ、彼女たちもまた同じ過ちをしてしまう」と語る。

一方、ネデルスキーは「フェミニスト理論が始まったとき、みなが考えたのは、もちろんあらゆる分野にフェミニストのパースペクティブが含まれるべきだ、ということだ。しかし、ここにきてわたしは、フェミニスト・パースペクティブのみに特化した講座が必要だと思い始め

た」としている。

これらに加えて、リトルトンは、「女性と法」等の科目は1年次に必修にすべきであり、フェミニズムの視点からの法学的調査方法も学んだ上で、専門課程に進むべきである、としていたのは印象的であった。

(4) 現在のフェミニズム教育に対する評価

ロー・スクールにおけるフェミニズム教育のあり方については、どの教員たちもその不十分性を指摘している。リトルトンは、「十分ではない。もちろん、大幅に科目が増えたことは事実だ。ロー・スクールによっても状況は異なるが、トップクラスにランクされる場所では、少なくとも1～2のフェミニズム法学にかんするコースがある。(名称は Women in Law, Feminist Legal Studies など)」と述べているし、マッキノン²⁴⁾はさらに厳しく「ロー・スクールはほんの少しフェミニズムを付け足してはいるが、主流の講義は何も変わっていない。たとえば、ミシガンではわたし以外のフェミニズム理論の専門家を雇用していない。そうした現状について、わたしは論文に書いている²⁴⁾。ロー・スクールは多くが変わったが、フェミニズム理論のスタッフの数についてはさほど変わっていないといえる。」

レオウムも「とても多いなんていえない」とした上で、「まず問題は、1年生の講義はほとんど男性がもっていることだ。必ず1年生の講義を2つ、3つでも女性が教えるべきだと思う。ジェンダー格差の問題は、単純に「社会正義」の問題である、と教えることのできる女性の教員がとても重要である」としている。

(5) ジェンダーあるいはフェミニズム法学科目の受講学生

このように80年代と比べれば、ケースブックもかなり普及し、ジェンダー法学やフェミニズム法学を専攻する教員も増えてきた。まだまだ不十分ではあれ、ある程度「制度化」された段階にあると考えられるが、そのようなもとの、フェミニズム理論に対する関心が低くなっているということが何人かのインタビューから聞かれた。それについて、マッキノンにたずねたところ、「わたしの学生については、そうは感じない。もし、『女性』問題を深刻にとらえ、核心に捉えれば、社会全体は変わる。しかし、フェミニズム理論家たちは、フェミニズム理論をアカデミックなものにしすぎてしまい、現実とはまったく関係がなくなったものにしてしまった。無益だし、まったく価値がない。どうしてそんなフェミニズムに関心がもてるだろうか？(ポスト・フェミニズムに)わたしは、まったく関心がない。そうした理論家たちは、フェミニズムを周縁化してしまった。もし、『女性』を社会の中心に捉えれば、どんなに世界が変わることか。そのことをいかに深刻に、こうしたフェミニストたちが考えているのか。」

これに近い意見を、レオウムも述べている。「ロー・スクールの学生はあまり理論には関心

24) Catherine A. MacKinnon "Mainstreaming Feminism in Legal Education", *Journal of Legal Education*, Volume 53, Number 2 (June 2003), 199.

がない。おそらく日本でも同じだろう。フェミニズム理論のような深い議論が必要でなくて、もっと経験的なジェンダー格差を知ることが必要だと思う。たとえば、どれほどの女性が暴力にさらされているか、という統計上の数字だけでも知っていることは重要だ。とにかく、社会学的・統計的事実に気づくことが先決だ。それは学生に大きな違いをもたらす」として、「フェミニズム理論はロー・スクールの多数の学生には理解できないだろう」とまで述べている。

選択科目でフェミニスト系の科目をたくさんとった学生は、ロー・スクール卒業後の進路で何か特徴があるだろうか²⁵⁾。その点についてたずねたところ、ミノウは、「フェミニズムに関心がある学生は、コミュニティを助ける職業に就くことが多い」と答えている。さらに、男子学生の傾向として、「今では多くの男子学生が、女性の運動のために働きたいという意向を持っており、非常に良い傾向だと考えている。また、多くの男性が家事や育児をしたいと考えてるようになってきている。」具体的な職域として、リトルトンは、「『女性と法』に関わる分野としては、公民権監視員 (civil rights monitor)、公益弁護士 (public defender)、開業弁護士、LAMBDA (ゲイ & レズビアンライツの法的援助団体)、レズビアン・ライツ・プロジェクト、全米法曹教育基金 (NOWの法曹再教育専門機関、National Legal Education Fund)」等を挙げた。

なお、ロー・スクール学生でなく学部生について、リトルトンは、「(ロー・スクール学生は発想が型にはめられがちだが、) 学部生は新しい発想に対してより受容性が高い。また、学部生は「フェミニスト」になるか、結婚して「奥さん」になるか、葛藤しているので、これらの科目に対する感受性が強いとも言える」と指摘している。

ボウマンも、「さまざまな関心をもった学生が、フェミニズム法学にだんだんと関心を示すようになってきている。ただ、留学生は、ビジネス法、商法、企業法により関心があるようだ」と述べている。ミノウは、「沢山の学生が、正義とは社会変革とは何か、を学びたくてロー・スクールに来るが、これらについて話す十分な時間がないと感じている。公益的な活動に関心があった学生の多くが企業法務の世界に入るのは事実であり、その原因の一つは、法律を使ってどのように社会変革をすることができるのかということ十分に教えることができないこと、そして、(卒業後にローンの) 債務を支払う必要のある学生が多いという点にある」と米国における法曹養成教育の構造的問題についても指摘している。

90年以降のバックラッシュとも関係するのであろうが、近年のフェミニズムやジェンダー研究に対する否定的な傾向も指摘される。ネデルスキーは、「しばらく忘れていて、今ようやく気づき始めたことは、女子学生を励ますことがとても重要だということだ。いまだに男性の教員は男子学生ばかりを目にかけている」と述べており、エンパワーメントの重要性が再度高まっていることを示唆している。この傾向はレオウムも指摘するところであり、女性差別に対する関心は、「最初は非常によくあったが、また悪くなりつつある。実際に、80年代から90年

25) ロー・スクールの教育が、公益志向の学生をビジネス志向に導く傾向について、藤本亮 (2003) 「合衆国ロー・スクール学生の職業意識——日米比較のための、合衆国学生意識調査中間報告——」判例タイムズ1131号。

代初めにかけて、ジェンダー・スタディーズは非常に発展したとおもう。しかし、それ以降、ジェンダー・スタディーズに関心を持つ学生数は減り続けている。全体的な政治状況もどんどん保守的になり、また、就職に対する関心が高まってきて、それがロー・スクールでの学生の研究態度にも如実に表れている。ジェンダー・スタディーズでの 이슈は、弁護士の専門となるのに有利な分野ではない。こうした状況が変化するかどうか分からない」としている。

大きな問題として考えられるのが、ジェンダーやフェミニズム理論に最も触れる「べき」学生が、もともと関心がないために、受講しない傾向がみられることである。この点を質問したところ、ベッカーは「まさにその通り」と述べ、「フェミニズム理論に関心を持つほとんどは、女性の学生たちである」とも語っている。

第3節 フェミニズム理論の影響

(1) 伝統的法学や司法への影響

さて、ロー・スクールの教育を少し離れて、フェミニズム理論が伝統的な法学や司法に対してどのような影響を及ぼしたのかについての見解を、まとめてみよう。ミノウは、「フェミニズム法は、法学一般に対して、影響は与えていると思うが、それほど大きな影響、例えば law and economics が与えたような影響を与えていない。キャサリン・マッキノン²⁶⁾はセクシュアル・ハラスメントについて大きな影響を与え、エリザベス・シュナイダー²⁶⁾も性差別に関して大きな影響を与えている。その他の分野でも、憲法や不法行為、契約の分野でも影響を与えているが、カナダのフェミニストのように影響を与えられていないと思われる。ただ、ギンズバーグ判事²⁷⁾は、VMI²⁸⁾のように多くの影響を与えた判決を書いており、今では米国にも多くの女性の裁判官がおり、実務家の中でもフェミニズムの観点を持った実務家が沢山いる。このように、法は、社会を変革するツールであるが、ひとつのツール (a tool) であって、全てを変えられるわけではない。同じように、法 (特に reproductive rights, employment law) はフェミニズムにとって重要なツールであるが、ひとつのツールであり、政治的な運動等も重要である。私は、障害者の 이슈を扱う際、何を「差異」として扱うのかという観点から見ているが、そのようなパースペクティブはフェミニズムにルーツがあると思っている。フェミニズムの中で1つの最重要課題があるとは考えていないが、平等とは何を意味するのか、実質的平等なのか、というのは重要だと思っている。また、正義の問題、法が正義を供給できるかという問題も重要な問題である。」リトルトンも「論文等の業績は膨大にあるが、その割には伝

26) Elizabeth M. Schneider. 著書に *Battered Women and Feminist Lawmaking* (2000). 現在は Brooklyn Law School で教えている。

27) Ruth Bader Ginsberg. 1993年より最高裁判事。

28) *United States v. Virginia*, 518 U. S. 515 (1996). 男性のみの入学を認めるヴァージニア州立軍学校について、平等保護条項違反で違憲と判断された。

統的カリキュラムへの影響力は限られている。しかし、常に女性にたいして注意を喚起していくことで、少しずつ補強していくしかない」と述べている。これは、先にみたように、マッキノンが「理論化」しすぎて、現実的妥当性を失ったことを指摘したこととも関係するであろう。

現実の司法に対する影響力という点から、ジェンダー法学やフェミニズム理論の意義についてはどうであろうか。リトルトンは、「司法に影響を与えうる途は二つある。ひとつは州のジェンダー平等タスクフォース、弁護士会等による再教育。二つ目は、ロー・スクールでの男性学生への教育によるもので、たとえ依頼人に女性が多い分野で仕事をしていなくても、ジェンダーの視点を身につけた弁護士がいることで違いが出てくる。それと、裁判官にも娘がいるから。奥さんのことには気がつかなくても、娘がいろんな分野で仕事をしたい、そのとき平等に扱ってやってほしい、とは思うものだから」としている。この点では、法曹の継続教育プログラムも大変重要になるであろう。

(2) “No Problem” Problem

フェミニズムの見解が国際的に広まるにつれ、国際的な「新しい」問題も発見されている。しかし、一方では、「他の国ではこんなにひどい問題があるのに私の国にはこんな問題はない」として、自国の問題に目を向けなくなる“No Problem” Problemが存在する。

ネデルスキーは、「この5年で、フェミニズム理論は衰退していると感じている。でも、その理由はよく分からない。だが、この傾向はわたしの同僚も感じていることだ。学生がすでにジェンダー・スタディーズのことを知っていると考えて、これ以上研究の必要がないと思っているからなのか、あるいは、フェミニズム理論があまりインパクトがなくなったのか。」ネデルスキーは続けて、「ハーバード大学ロー・スクールの教員、Janet Harryが“Taking a Break of Feminism”という講演をしているが、彼女がどこかに論文として書いていたはずだ。フェミニズムは誤った方向に進んでいる、と。すでにわたしたちは、フェミニズムを争点とする必要はない。他の方法による解放をめざすべきである、と。たとえば、クマラスワミがトロント大学に来たときに、世界中の多くの女性が困難に直面していることを講演してくれた。それはまた、福祉のカットで貧困にあえぐカナダの女性にも共通した問題である。しかし、学生は問題はカナダの外にあると考える。New version of “no problem” problem だと言える。80年代以降、トロント大学ロー・スクールはフェミニズムに対して非常に理解を示してきた。さっきの質問の政治学との違いでいえば、あるレベルでは、ロー・スクールのほうが政治学部よりもフェミニズム理論に対する許容力がある。主要な政治学部でさえも、フェミニズム理論を専門とする教員がいないのだから（トロント大学でも）。つまり、ロー・スクールでは、フェミニズム理論が必要であるという認識が共有されていたし、わたしの場合では、トロント大学に来たときにすでに、受け入れられている、と感じられた。しかし、80年代後半から多くの法学雑誌はフェミニズム理論専門の雑誌を発行してきたが、どういうわけか、もうこれ以上いらぬ、という印象がある。」

フェミニズムに対するこのような潮流にかんして、マッキノン「それは、たんなる優越感の表れだ。どこでも女性は二級市民扱いだし、平等が何かまったく考えていない。つまり、いつでも現状が平等だと考えている。どんな時代でも、『もう男女平等は確立された』とひとびとは言ってきた。そして、将来からみて、それは『不平等だった』と気づく。つまり、明日の世界からすれば、今日の世界はどんなに不平等なことか。平等一つみても、フェミニズムは今なお必要な学問でありつづけている。」と述べている。

第4章 まとめにかえて

ジェンダーやフェミニズムの観点を法学教育にどのように生かしていくのかという問いは、すぐれて政治的問題である。バックラッシュの問題だけでなく、社会における女性差別の現状とその社会的認識は、フェミニズムの国際的な展開を受けて、新たな“No Problem” Problemを生み出しているし、判例における女性の扱いやフェミニズム的観点の扱いは常に政治的な評価にさらされている。そうした判例の積み重ねはまた弁護士たちへの影響を通じて、ロー・スクールの教育課程にも肯定的なまた否定的な影響を持っている。フェミニズム研究が、批判法学の学術的運動ともあいまって、「近代法」批判のための、そして社会改革のためのツールとしておおいに注目され、展開した80年代とは異なり、ある程度の「制度化」が進展した現在、改めて問われている問題だと言えよう。ここで紹介したインタビューの内容からも、近代社会システムの主たる機構のひとつとしての法学教育の中に、ジェンダーやフェミニズムの視点がりいれられつつ周縁化されてきたプロセスを観察することは、難しいことではない。

日本の法科大学院も、合衆国のロー・スクールと同様に、「実務教育」を主眼とする。学部での教育や Women's Studies 専攻の大学院教育とは異なるその特徴を、しっかりととらえた上で考えていく必要があるであろう。実務教育と理論はどうあるべきかという問題は、法曹養成教育において、ジェンダー研究やフェミニズム理論教育だけが直面する問題ではない。また、日米間でのロー・スクール入学以前の学部レベルでのジェンダー教育やフェミニズム理論に対する関心の違い、フェミニズム的観点を十分に生かせる可能性のある職域の広狭など、考慮すべき要素は多くある。

一般に、実務に志向することは必ずしも理論を軽視することにはならないはずである。理論を軽視することは、実務の現状を追認するだけの姿勢か、社会問題に対する教条的な姿勢につながるだけであろう。現在の法システムはすぐれて近代的であるが、それゆえにまた各種の異議申立をつぎつぎと取り込んで「体制内化」し、さらに「周縁化」しながら展開してきたとみることができる。現実の教育課程に具体的に組み込む課題は決してたやすいものではないが、フェミニズム法学もその永遠の運動の中で展開するしかないことを考慮する必要があるだろう。

参考文献

浅倉むつ子、林陽子「法科大学院におけるジェンダー法教育」『ジュリスト』1266号、2004年4月、102-106頁。

キャサリン・A・マッキノン「フェミニズムが法学教育を変える」『世界』2002年10月号、258-271頁。

フランシス・E・オルセン「アメリカ法の変容におけるフェミニズム法学の役割」『ジュリスト』1118号、1997年9月、78-84頁および1119号、1997年9月15日、113-120頁。

第二東京弁護士司法改革推進二弁本部ジェンダー部会司法におけるジェンダー問題諮問会議編『事例で学ぶ司法におけるジェンダー・バイアス』明石書店、2003年。

辻村みよ子『ジェンダーと法』不磨書房、2005年。

資料：ジェンダー関連ケースブック

William N. Jr Eskridge, Nan D. Hunter

Sexuality, Gender and the Law : Gender Law (University Casebook Series)

Foundation Press ; 2nd edition (2003)

Katharine T. Bartlett, Angela P. Harris, Deborah L. Rhode

Gender and Law : Theory, Doctrine, Commentary (Law School Casebook Series)

Little Brown & Co Law & Business (2002)

Judith G. Greenberg, Martha L. Minow, Dorothy E. Roberts

Mary Joe Frug's Women and the Law (University Casebook) (University Casebook)

Foundation Press ; 3rd edition (2004)

Mary Becker, Cynthia G. Bowman, Morrison Torrey

Cases and Materials on Feminist Jurisprudence : Taking Women Seriously (American Casebook Series and Other Coursebooks)

West Publishing Company ; 2nd edition (2001)

Catherine A. MacKinnon

Sex Equality (University Casebook Series)

West Publishing Company (2001)

Jennifer Ann Drobac

Sexual Harassment Law : History, Cases, And Theory (Carolina Academic Press Law Casebook)

Carolina Academic Press (2004)

Barbara Allen Babcock et al.

Sex Discrimination and the Law: History, Practice, and Theory (Law School Casebook Series)

Aspen Publishers ; 2nd edition (1996)